

合意欄の署名・捺印方法

■土地所有者が立会後に変更になった場合

条件

- 前所有者：世田谷太郎
- 新所有者：株式会社〇〇
- 世田谷太郎が境界立会後、株式会社〇〇に所有権移転
- 新所有者が前所有者の立会継承を承諾

印字でも可	前所有者の捺印は不要	合意年月日は記入しない
世田谷区世田谷〇丁目 〇番〇〇	世田谷区世田谷〇丁目〇番〇号 世田谷 太郎	令和〇年 〇月〇日
世田谷区世田谷〇丁目 〇番〇〇	目黒区五本木〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 目黒 次郎	前所有者の立会を継承する 令和〇年 〇月〇日

印字でも可

■合意書により合意する場合

全て印字でも可	立会年月日は未記入でも可
世田谷区世田谷〇丁目 〇番〇〇	世田谷区世田谷〇丁目〇番〇号 世田谷 太郎 合意書により確認
	令和〇年 〇月〇日

■土地所有者が死亡している場合（その1）

条件 • 10番10の所有者：世田谷太郎・世田谷花子
• 10番12の所有者：世田谷太郎
• 世田谷太郎が死亡し、相続人が世田谷花子

<その1>

世田谷区世田谷○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人兼土地所有者 世田谷区世田谷○丁目○番○号印 世田谷 花子	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区世田谷○丁目 10番12	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区世田谷○丁目○番○号印 世田谷 花子	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日

<その2>

世田谷区世田谷○丁目 10番10 10番12	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区世田谷○丁目○番○号印 世田谷 花子	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区世田谷○丁目 10番10	世田谷区世田谷○丁目○番○号印 世田谷 花子	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日

※記入方法は<その1>、<その2>どちらでも可。

■土地所有者が死亡している場合（その2）

条件 ・10番10の所有者：世田谷太郎・北沢花子・世田谷次郎
・世田谷太郎が死亡し、相続人が北沢花子と世田谷次郎

<その1>

世田谷区中町○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人兼土地所有者 世田谷区中町○丁目○番○号 北沢 花子	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区中町○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人兼土地所有者 世田谷区池尻○丁目○番○号 世田谷 次郎	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日

<その2>

世田谷区中町○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区中町○丁目○番○号 北沢 花子	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区中町○丁目 10番10	世田谷区中町○丁目○番○号 北沢 花子	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区中町○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区池尻○丁目○番○号 世田谷 次郎	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区中町○丁目 10番10	世田谷区池尻○丁目○番○号 世田谷 次郎	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日

*記入方法は<その1>、<その2>どちらでも可。

■土地所有者が立会後、死亡した場合

条件 ・10番10の所有者：世田谷太郎
・世田谷太郎が立会後に死亡し、相続人が北沢花子と世田谷次郎

		本人死亡のため、印字でも可	合意年月日は記入しない
世田谷区中町○丁目 10番10	世田谷区中町○丁目○番○号 世田谷 太郎	令和○年 ○月○日	
世田谷区中町○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区中町○丁目○番○号 北沢 花子	印	被相続人の立会を継承する 令和○年 ○月○日
世田谷区中町○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区池尻○丁目○番○号 世田谷 次郎	印	被相続人の立会を継承する 令和○年 ○月○日

印字でも可

■土地所有者が死亡し、遺言書等で遺言執行者が定められている場合

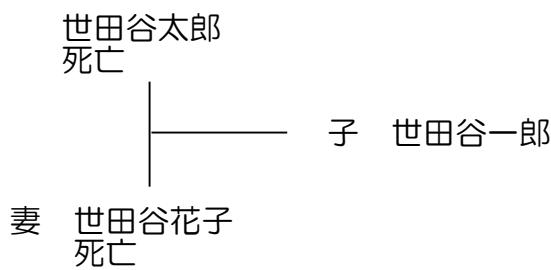
条件 ・土地所有者：世田谷太郎
・世田谷太郎が死亡し、遺言執行者が北沢花子

世田谷区世田谷○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 遺言執行者 世田谷区中町○丁目○番○号 北沢 花子	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
---------------------	------------------------------------------------	---	--------------	--------------

■土地所有者が死亡し、被相続人が2人いる場合

条件

- ・土地所有者：世田谷太郎
- ・世田谷太郎が死亡し、妻の世田谷花子が相続人となつたが、その後、世田谷花子が死亡。



世田谷区世田谷○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 被相続人 世田谷 花子 相続人 世田谷区中町○丁目○番○号 世田谷 一郎	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
---------------------	--------------------------------------------------------------	---	--------------	--------------

■土地所有者が死亡し、相続財産管理人が選任されている場合

条件

- ・土地所有者：世田谷太郎
- ・世田谷太郎が死亡し、相続人が不在のため、玉川一郎が相続財産管理人に選任されている。

世田谷区世田谷○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 上記相続財産管理人 世田谷区玉川○丁目○番○号 司法書士法人○○○○○ 代表社員 玉川 一郎	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
---------------------	------------------------------------------------------------------------	---	--------------	--------------

■土地所有者が死亡し、相続人1名が他の相続人の代理で合意する場合

- 条件
- 土地所有者：世田谷太郎
 - 世田谷太郎が死亡し、世田谷花子と世田谷三郎が相続人
 - 世田谷三郎の代理で世田谷花子が合意

世田谷区世田谷○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区世田谷○丁目○番○号 世田谷 花子	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区世田谷○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区中町○丁目○番○号 世田谷 三郎 上記代理人 世田谷区世田谷○丁目○番○号 世田谷 花子	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日

■土地所有者が死亡し、相続人の代理人である弁護士が合意する場合

- 条件
- 土地所有者：世田谷太郎
 - 世田谷太郎が死亡し、世田谷花子と世田谷三郎が相続人
 - 世田谷三郎の代理で弁護士の新宿一郎が合意

世田谷区世田谷○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区世田谷○丁目○番○号 世田谷 花子	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区世田谷○丁目 10番10	被相続人 世田谷 太郎 相続人 世田谷区中町○丁目○番○号 世田谷 三郎 上記代理人 新宿区○○二丁目○番○号 弁護士法人○○法律事務所 代表社員 新宿 一郎	印	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日

■土地所有者の代理人が合意する場合

条件 • 土地所有者：世田谷太郎、玉川次郎
• 北沢花子が代理で合意]

世田谷区世田谷○丁目 10番10	世田谷区世田谷○丁目○番○号 世田谷 太郎 上記代理人 世田谷区上野毛○丁目○番○号 印 北沢 花子	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日
世田谷区世田谷○丁目 10番10	世田谷区世田谷○丁目○番○号 玉川 次郎 上記代理人 世田谷区上野毛○丁目○番○号 印 北沢 花子	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日

※上記の記載例以外で申請者等の権利関係が複雑な場合には、原図作成前までに道路管理課 境界確定の担当者へ確認してください。